

茨城県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和2年2月21日

規則第4号

改正 令和4年3月28日 規則第2号

改正 令和7年3月27日 規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年条例第8号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内において、人事担当課長が定める。

(休日)

第4条 会計年度任用職員の勤務を要しない日(以下「休日」という。)は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 前条第2項の規定により勤務時間を定められた日(以下「勤務日」という。)が1週間当たり4日以内のパートタイム会計年度任用職員については、月曜日から金曜日までの5日間において、人事担当課長が別に定めた日

2 人事担当課長は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前項の規定にかかわらず、休日を別に定めることができる。この場合において、人事担当課長は、あらかじめ広域連合長の承認を受けなければならない。

(休日の振替)

第5条 人事担当課長は、会計年度任用職員に前条第1項の規定により休日とされた日において公務の運営上の事情により勤務することを命ずる場合には、勤務日を休日に変更して、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第6条 人事担当課長は、常勤職員の例により、休憩時間を置くものとする。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第7条 所属長は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、当該会計年度任用職員に勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときに限り、当該会計年度任用職員に対し、第3条から前条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において勤務することを命ずることができる。

2 条例第8条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。

3 第1項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務の命令及び前項の規定による育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る手続きについては、常勤職員の例による。

(休暇)

第8条 1月間継続勤務した会計年度任用職員であって、1週間の勤務時間が29時間以上であるもの（6月を超えて継続勤務した会計年度任用職員及び任期満了後引き続き再度任用された会計年度任用職員を除く。）に対しては、その翌月から、継続勤務した1月につき1日の年次休暇を与えるものとする。この場合において、当該1月間の全勤務日の8割以上を出勤していないときは、その翌月に年次休暇を与えることはできない。

2 6月間継続勤務し、当該6月間の全勤務日の8割以上出勤した会計年度任用職員に対しては、別表第1の必要勤務日数の区分に応じ、勤続年数の6月の欄に規定する年次休暇を与えるものとする。この場合において、前項の規定により与えられた年次休暇が5日未満の前項の会計年度任用職員に対しては、5日から前項の規定により与えられた年次休暇を減じた日数の年次休暇を併せて与えるものとする。

3 1年以上継続勤務した会計年度任用職員に対しては、別表第1の必要勤務日数及び勤続年

数の区分に応じた年次休暇を与えるものとする。この場合において、継続勤務した期間を、採用の日から起算して1年ごとに区分した期間の初日の前日の属する期間において、全勤務日の8割以上を出勤していないときは、当該初日以後の1年間においては年次休暇を与えることはできない。

4 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、療養休暇を与えるものとする。この場合において、当該休暇は、有給とし、その期間は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が、負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において別表第2の定める期間

(2) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める日又は時間

5 第1項から第3項までの規定による年次休暇及び前項の療養休暇は、1日を単位として与えるものとする。ただし、1週間につき29時間以上の勤務時間が定められている会計年度任用職員については、当該会計年度任用職員の請求により、1時間を単位として与えることができる。

6 第1項から第3項までの規定による年次休暇を請求する権利は、2年間行わないときは、時効によって消滅する。

7 会計年度任用職員に対しては、別表第3に掲げる事由に該当する場合には、同表に定める期間の有給の特別休暇を、別表第4に掲げる事由に該当する場合には、同表に定める期間の無給の特別休暇を、それぞれ与えるものとする。

8 前項に定めるもののほか、6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）には、夏季における心身の鍛錬及び元気回復並びに公務能率の増進に資するために必要である場合について、6月1日から10月31日までの間において広域連合長の承認した期間の有給の夏季休暇を与えるものとする。

9 前各項に規定する休暇の手続については、常勤職員の例によるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年規則第12号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

必要勤務日数が週で定められている会計年度任用職員の週の必要勤務日数	必要勤務日数が週以外の期間で定められている会計年度任用職員の1年間の必要勤務日数	勤 続 年 数						
		6月	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
5日	217日以上	5日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日（1週間の勤務時間が29時間の者）	—	5日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日（1週間の勤務時間が29時間未満の者）	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

別表第2（第8条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第3（第8条関係）

事由	承認を与える期間
1 会計年度任用職員が選挙権その他公民として権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	その都度必要と認める日又は時間
2 風水震火災その他の非常災害により交通が遮断された場合	その都度必要と認める日又は時間
3 風水震火災その他の天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	1週間を超えない範囲でその都度必要と認める期間
4 交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合	その都度必要と認める日又は時間
5 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人として官公署等に出頭する場合	その都度必要と認める日又は時間
6 会計年度任用職員が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第1項又は第2項及び市町村非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和50年茨城県市町村組合条例第27号）第19条の規定により、公務災害補償に関する決定についての不服申立人として出頭する場合	その都度必要と認める日又は時間
7 忌引きの場合	付表に定める期間内において必要と認める期間
8 父母の祭日の場合	1日
9 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までに於ける連続する5暦日の範囲内の期間
10 会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第15項及び第16項並びに別表第4第2項及び第3項において同じ。）が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において10日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
11 妊娠中又は出産後1年以内の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、そのつど必要と認める
12 妊娠中の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	定められた勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
13 妊娠中の会計年度任用職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるため、当該会計年度任用職員が適宜休養し、又は補食することが必要であると認	その都度必要と認める時間

める場合	
14 会計年度任用職員の出産の場合	その出産の予定日前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内においてあらかじめ必要と認める期間
15 会計年度任用職員の配偶者の出産の場合	出産予定日前16週間目に当たる日から出産日後2週間目に当たる日までの期間（その出産が死産の場合は、出産日の翌日から出産日後2週間目に当たる日までの期間を除く。）内で3日の範囲内で必要と認める日又は時間
16 配偶者が出産する場合であって、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び条例第8条の2の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び別表第3第2項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	出産予定日前の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）目に当たる日から出産の日後8週間目に当たる日までの期間内で5日の範囲内で必要と認める日又は時間

付表

死 亡 し た 者		付 与 日 数
配偶者		10 日
血族	1 親等の直系尊属（父母）	7 日
	1 親等の卑属（子）	5 日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3 日
	2 親等の卑属（孫）	1 日
	2 親等の傍系者（兄弟姉妹）	3 日
	3 親等の傍系尊属（伯叔父母）	1 日
姻族	1 親等の直系尊属	3 日
	1 親等の卑属	1 日
	2 親等の直系尊属	1 日
	2 親等の傍系者	1 日
	3 親等の傍系尊属	1 日

別表第4（第8条関係）

事 由	承認を与える期間
<p>1 会計年度任用職員が生後満1年に達するまでの子（条例第8条の2の規定により子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。）を育てる場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分を超えない範囲でその都度必要と認める時間（男子の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親であるもの（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの項の休暇を使用しようとする日におけるこの項の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの時間を差し引いた時間を越えない時間）</p>
<p>2 9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話をを行うこと、疾病の予防を図るためにその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして広域連合長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち広域連合長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年度において5日（その養育する9歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間</p>
<p>3 次に掲げる者（(3)に掲げる者にあつては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。）で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻</p>	<p>一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間</p>

<p>関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>(2) 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>(3) 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる父母の配偶者及び配偶者の父母の配偶者並びに会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる子の配偶者及び配偶者の子</p>	
<p>4 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる期間</p>	<p>指定期間内において必要と認める期間</p>
<p>5 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該介護をするため、当該要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>当該連続する3年の期間内において1日につき2時間（当該会計年度任用職員について1日に定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認める期間</p>
<p>6 会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>2日を超えない範囲でその都度必要と認める期間</p>
<p>7 女子の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査に基づく指導事項を守るために勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認める期間</p>
<p>8 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認める期間</p>

備考

- この表の3の項において「同居」とは、会計年度任用職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。
- この表の3の項において「介護その他の世話」とは、要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要

介護者の必要な世話をいう。